

規格・基準等の事前意図公告

〔貿易の技術的障害に関する協定 2.9.1 及び 5.6.1 に基づく公告です。〕

自動車型式指定規則等の一部を改正する省令等について

下記のとおり、自動車型式指定規則等の一部改正等を行う予定ですので、お知らせします。ご意見のある場合には、下記の要領でご提出ください。

記

1. 件 名 自動車型式指定規則等の一部を改正する省令等について
2. 対 象 品 目 自動車等 (関税番号 87.01~87.08)
3. 趣旨及び目的 自動車の型式指定申請における不正事案を踏まえ、実効性のある再発防止策を講じるため、所要の法令改正等を行う。
4. 施行予定日 2025年4月及び2026年4月
5. 意見提出先 国土交通省物流・自動車局審査・リコール課
東京都千代田区霞が関 2-1-3 (〒100-8918)
電話 03-5253-8111 : 内線 42363 (審査・リコール課)
FAX 03-5253-1640 (審査・リコール課)
6. 意見提出期限 通報開始日より 60 日後